

記入例 (個人のお客さま)

ご提出の目安

本通知が届いてから
2か月以内

〈差出人〉
足利銀行 コンプライアンス統括部
〒320-8610
栃木県宇都宮市桜4-1-25

〈還付先〉
〒860-8790
日本郵便株式会社 熊本中央郵便局
郵便私書箱第63号 DSN内 足利銀行
お客さま情報確認センター 行

お客さま情報の確認に関するご協力のお願い

拝啓
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、金融犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、国際社会は協調して、それらの防止・撲滅を目指しております。当行におきましても、振り込め詐欺などの犯罪収益の移転・隠匿(マネー・ローンダリング)およびテロリストへの資金提供(テロ資金供与)の防止に係る取組み強化に努めております。

この取組みへの指針として、金融庁から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表されております。当行ではこのガイドラインに基づき、お取引のあるお客さまに対し、「お取引目的」や「ご職業」などを定期的に確認させていただいております。

つきましては、下記回答方法にしたがって、本アンケートにご回答くださいますようお願い申し上げます。

誠にお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。
敬具

※本通知は 月末時点の情報に基づいて通知しております。

回答方法

- 1 本紙をご記入ください
- 2 本紙を切り取らずに返信封筒に入れしっかり糊付けしてください
- 3 郵便ポストへ投函してください

本紙の発送・回収は株式会社イセトーに委託しています。お客さまにご返送いただく書類は、九州の熊本中央郵便局の私書箱にて受領します。

本件に関する問い合わせ窓口 **常陽銀行・足利銀行 共同お客さま情報確認センター**

0120-632-086

【受付時間】
9:00~16:00(土日祝、年末年始を除く)

- 足利銀行と常陽銀行では本件に関する業務を共同実施しています。
- ご回答いただいたお客さまの情報は、法令および各行において定める個人情報の方針に基づき厳正に管理します。お客さまの情報を相互に提供することや共同利用することはありません。

お客さま情報確認書 (個人・個人事業主のお客さま用)

STEP 1 お客さまの国籍を選択してください。

ご記入日(西暦) 2022年11月01日

国籍 日本
 日本以外 永住者・特別永住者の方を含みます。→ STEP 6 で在留カードまたは特別永住者証明書の写しの貼り付けが必要となります。

STEP 2 本アンケートに関するご連絡先電話番号・メールアドレスを記入してください。

ご連絡先電話番号 (012) 345 - XXX
 ご連絡先メールアドレス メールアドレスがある方は記入してください
記入任意

※回答内容について確認等のため、ご記入いただいた連絡先に連絡させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
 ※本件回答により銀行に届出の電話番号を変更するものではありません。

STEP 3 お客さまのご職業を1つ選択してください。

ご職業等
 01.会社員/団体職員 02.公務員 03.会社役員/団体役員
 04.パート/アルバイト/派遣社員/契約社員 05.学生
 06.個人事業主/自営業 07.主婦/主夫 08.退職された方/無職の方
 99.その他(右欄に記入) → []
 ! お勤めの方(学生の方)はお勤め先(学校)について記入してください。*学生でアルバイトをしている場合は「学校」について記入してください。

お勤め先名(フリガナ)	〇〇サンギョウカブシキガイシャ	お勤め先(学校)電話番号
お勤め先名(学校名)	〇〇産業(株)	(910) 123 - XXX

! 「06.個人事業主/自営業」の方は、主たる事業内容を1つ選択してください。

事業内容
 01.農業/林業/漁業 02.建設業 03.製造業 04.運輸業
 05.卸売業(貿易業) 06.卸売業(その他) 07.飲食業 08.小売業(貴金属/宝石)金地金取扱
 09.小売業(貴金属/宝石)その他 10.小売業(除く貴金属/宝石)
 11.不動産業 12.金融業/保険業 13.情報通信業(ネット関連) 14.情報通信業(その他)
 15.仮想通貨交換業 16.資金移動業 17.サービス業(ネット関連)
 18.サービス業(郵便物受取サービス) 19.サービス業(電話受付代行・転送サービス)
 20.サービス業(両替) 21.サービス業(その他) 22.中古車・中古車部品・中古機械輸出入
 23.中古車・中古車部品販売業(輸出無し) 24.自動車整備業
 25.古物商・オークション業・金券取扱業 26.投資事業 27.コンサルティング業
 28.パチンコ関連業 29.弁護士/司法書士/税理士/会計士 30.医師
 31.産業廃棄物処理業 32.人材派遣業・人材紹介業

個人事業主の方は事業内容を1つ選択してください

STEP 4 お客さまの当行とのお取引目的をすべて選択してください。(複数選択可)

お取引目的
 01.生活費決済 02.事業性決済 03.給与受取/年金受取
 04.貯蓄/資産運用 05.融資
 06.外国送金 07.貿易取引 08.貸金庫取引
 99.その他(右欄に記入) → []

! 「06.外国送金」または「07.貿易取引」を選択された場合、下記の項目について記入してください。

外国送金・貿易取引の目的・概要	学費 (例)生活費・仕送り・学費 など		
主な取引相手国・地域	① 555	② 520	③
主な取引通貨	① 001	② 004	③

本紙裏面の ■国・地域コード一覧 より該当するコードを記入してください。(最大3つ)
 「000 その他」を選択時は下欄に国名を記入してください。

本紙裏面の ■通貨コード一覧 より該当するコードを記入してください。(最大3つ)
 「000 その他」を選択時は下欄に通貨名を記入してください。

裏面のご確認をお願いします。

銀行作業用



切り取らずにください。

STEP 5 お客さまは「外国の元首、外国の政府等において重要な地位を占める方、またはその家族」に該当しますか。

※「該当する方」の詳細は下記赤枠内をご参照ください。

01. 該当しません 02. 該当します **！ 該当する場合、外国の元首、外国の政府等において重要な地位を占める方について記入してください。(最大3名)**

	1人目	2人目	3人目
お名前	「02. 該当します」に✓をした方は、記入してください		
お客さまとの続柄	<input type="checkbox"/> 01. 本人 <input type="checkbox"/> 03. 父母 <input type="checkbox"/> 05. 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 06. 配偶者の父母 <input type="checkbox"/> 07. 配偶者の子	<input type="checkbox"/> 02. 配偶者 <input type="checkbox"/> 04. 子 <input type="checkbox"/> 01. 本人 <input type="checkbox"/> 03. 父母 <input type="checkbox"/> 05. 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 06. 配偶者の父母 <input type="checkbox"/> 07. 配偶者の子	<input type="checkbox"/> 01. 本人 <input type="checkbox"/> 03. 父母 <input type="checkbox"/> 05. 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 06. 配偶者の父母 <input type="checkbox"/> 07. 配偶者の子
国籍			
政府等機関の名称			
職位	以下01から08の番号を選択 →	以下01から08の番号を選択 →	以下01から08の番号を選択 →

- 01. 外国の元首
- 02. 外国の内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 03. 外国の衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- 04. 外国の最高裁判所の裁判官に相当する職
- 05. 外国の特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- 06. 外国の統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- 07. 外国の中央銀行の役員
- 08. 外国の予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人(国営企業)の役員

「外国の元首、外国の政府等において重要な地位を占める方、またはその家族」とは以下1～3のいずれかに該当する方です。

- 以下のような外国の重要な公的地位にある方
 - 国家元首
 - 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - 最高裁判所の裁判官に相当する職
 - 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - 中央銀行の役員
 - 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人(国営企業)の役員
- 過去に上記 1. のいずれかであった方
- 上記 1. または上記 2. に掲げる方の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子

切り取らなごください。

STEP 6 表面 で「日本以外」を選択した方は、以下の貼り付け欄へ必要書類の写しを貼り付けてください。

在留カード・特別永住者証明書(写し) 貼り付け欄

日本の国籍をお持ちでない方は、在留カードまたは特別永住者証明書の写しを貼り付けてご返送ください。

※本写しの提出により氏名・住所等の変更を受付けるものではございません。銀行への届出住所や名義変更等がある場合には別途お手続きが必要になります。詳しくは銀行のホームページをご確認ください。

※もし在留カードを更新中または2か月以内に更新予定の場合は、更新手続き完了後に、更新後のカードの写しを貼り付けてください。この場合、ご提出が提出期限を経過しても問題ございません。

表面 のりしろ部分

裏面 のりしろ部分

国籍が日本国籍以外の方は在留カードまたは特別永住者証明書の写しを貼り付けてください

STEP 7 確認は以上となります。ご記入いただいた内容に誤りがないことをご確認ください。

国・地域コード一覧

コード	国・地域名(和名)
309	アイルランド
182	アラブ首長国連邦
319	イタリア
120	インド
130	インドネシア
414	ウガンダ
334	英国
201	オーストラリア
303	オーストリア
324	オランダ
520	カナダ
122	カンボジア
146	韓国
177	シンガポール
331	スイス
330	スウェーデン
329	スペイン
108	スリランカ
181	タイ
180	台湾

コード	国・地域名(和名)
605	チリ
110	中国
314	ドイツ
183	トルコ
222	ニュージーランド
160	パキスタン
317	ハンガリー
161	バングラデシュ
170	フィリピン
603	ブラジル
312	フランス
555	米国
125	ベトナム
326	ポーランド
119	香港
150	マレーシア
529	メキシコ
462	モロッコ
123	ラオス
000	その他

通貨コード一覧

コード	通貨名
001	USD-米・ドル
002	GBP-英・ポンド
003	JPY-日本円
004	CAD-カナダ・ドル
005	CHF-スイス・フラン
006	SEK-スウェーデン・クローナ
007	EUR-ユーロ
008	IDR-インドネシア・ルピア
009	PHP-フィリピン・ペソ
010	TWD-台湾・ドル
011	THB-タイ・バーツ
012	AUD-オーストラリア・ドル
013	HKD-香港・ドル
014	INR-インド・ルピー
015	CNY-人民元
016	KRW-韓国・ウォン
017	SGD-シンガポール・ドル
018	NZD-ニュージーランド・ドル
000	その他